

福島町地球温暖化対策推進実行計画書

平成20年12月1日

福島町

目 次

第1章 計画の基本的事項	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の目的	4
3 計画の期間	4
4 計画の範囲	4
5 対象とする活動区分	4
6 計画の公表	4
第2章 計画の目標	5
1 取組の目標	5
2 温室効果ガスの総排出量に関する目標	6
(1) 温室効果ガスの排出実態	6
(2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標	6
第3章 取組内容	7
1 環境にやさしい製品の購入促進	7
(1) グリーン購入	7
(2) 省資源・省エネルギー型機器の購入	7
(3) 低燃費・低公害車の導入	7
(4) その他環境に配慮した製品の購入	7
2 紙類の使用量削減	8
(1) 紙類の使用量削減	8
3 省資源・省エネルギーの推進	8
(1) 水資源の効率的利用	8
(2) 電気使用量の削減	9
(3) 燃料使用量の削減	9
4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	10
(1) 廃棄物の減量化	10
(2) 資源化・リサイクル	10
5 環境保全に関する職員の意識向上の促進	10
(1) 環境に関する周知	10
(2) 環境保全活動への参加	11

第4章	計画の推進と点検・評価	11
1	計画の推進・点検体制	11
	(1) 地球温暖化対策推進会議	11
	(2) 地球温暖化対策推進委員会	11
	(3) 各課等推進委員	11
	(4) 全職員	11
2	職員に対する研修	11
3	取組みの実施状況の点検と評価	12
	(1) 取組の実施状況の点検	12
	(2) 取組の実施状況の評価	12
	(3) 点検結果の公表	12

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

戦後の日本の環境問題は、1960年代の高度経済成長期に特定原因者(一部の企業等)による「公害」と「自然破壊」に始まり、1980年代には自動車による大気汚染・騒音、さらに生活排水による水質汚濁や増大する廃棄物など都市生活型のものに変容してきた。

そして、1990年代に入り地球環境問題の深刻さが広く認識され始めた。町民一人ひとりの日常生活や事業活動に伴う環境負荷の集積が、地域のみならず地球規模の環境破壊に連動し、その影響が子孫の代に現れるという世代や世紀を超える深刻な事態となってきたのである。

これらの問題は、便利で快適な生活など物質的な豊かさを追求してきた様々な活動の結果であり、わたしたちは今、現在のライフスタイルを根本から見直し、自然環境がもつ復元可能な範囲の暮らしづくりへと変えていくことが急務とされている。

特に、地球規模の環境問題の中でも地球温暖化問題は、温室効果ガスの増加による急激な気温の上昇に伴う地球環境影響として、①海面水位の上昇による陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性感染症の発症数の増加などが挙げられており、わたしたちの生活への甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されている。

このため、地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気象変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効した。また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリン(COP1)から始まった。1997年12月に京都で開催されたCOP3(気候変動枠組条約第3回締約国会議)では先進国における温室効果ガスの削減目標が定められ、日本は2008年から2012年の間に1990年レベルから6%削減するという目標が定められた。

これらの国際的な動きを受け、日本では平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され平成11年4月に施行された。この中で地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民が、それぞれの責務を明らかにするとともに、国及び自治体はすべての事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定することが義務づけられた。

また、平成12年6月公布の循環型社会形成推進基本法の中で、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」いわゆるグリーン購入法が、平成13年4月1日施行された。この基本方針に基づいて、都道府県及び市町村は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努めることとされた。

このことを受け福島町も、公共事業を行う事業者として、地球環境に与える影響が少なくないことから、温室効果ガスを減らす等、率先して環境に配慮した行動をとる必要がある。

以上のことに基づき、福島町地球温暖化対策推進実行計画を策定し、その実現に努めるものである。

2. 計画の目的

本実行計画の目的は、※「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づき、一事業者であり一消費者でもある福島町が自らの事務及び事業に関し、率先して温室効果ガスの排出の抑制に取り組むことにより、地球温暖化対策の措置を講じることを目的とする。このため、町の職員一人ひとりが、日常業務の中で①省エネルギー化、②資源の有効活用、③環境に配慮した製品等の利用促進の3つを環境行動指針として以下の行動を実践する。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3

- ①都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という。）を策定するものとする。
- ②都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ③都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置及び施策の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を公表しなければならない

3. 計画の期間

本実行計画の期間は平成20年度から平成24年度までとする。
実行計画に掲げる数値目標については、平成19年度を基準年度とし、計画期間内での達成を目指す。

4. 計画の範囲

- (1) 計画の対象とする事務及び事業の範囲は、福島町の事務及び事業で、外部に委託するものを除く。
ただし、外部に委託するものでも、環境に対する配慮や温室効果ガスの排出の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請する。
- (2) 対象とする機関は、町長部局、教育委員会、議会事務局、農業委員会とする。

5. 対象とする活動区分

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ①二酸化炭素（CO ₂ ） | 燃料消費、電気の使用に伴う排出 |
| ②メタン（CH ₄ ） | 自動車の走行に伴う排出 |
| ③一酸化二窒素（N ₂ O） | 自動車の走行に伴う排出 |

6. 計画の公表

地球温暖化対策推進法第20条の3第8項及び第10項の規定により、本実行計画は、策定した段階で公表し、更に実行計画に基づく取組の実施状況を公表するものとする。

第2章 計画の目標

1. 取組の目標

本実行計画では、町自らの事務及び事業に関して環境負荷の削減等に向けた取組を実施するにあたり、平成20年度から平成24年度までの目標を設定し定期的に進捗状況を点検するなど、その取組を適切に推進することとする。

◇ ◆ ◇ 取組項目と目標 ◆ ◆ ◇

取組項目	目 標
1 環境にやさしい製品の購入促進	
(1) グリーン購入	コピー用紙等は原則としてリサイクル 100 %紙を購入する。
(2) 省資源・省エネルギー型機器の導入	OA機器や家電製品等を極力省エネルギー型のものに切り替える。
(3) 低燃費・低公害車の導入	更新予定の公用車の 100 %を低燃費・低公害車とする。
(4) その他環境に配慮した製品の導入	事務用品等の購入には、環境ラベル製品若しくはそれに準ずる物品等を選択する。
2 紙類の使用量削減	
(1) 紙類の使用量削減	コピー用紙等の総使用量を 3.2 %削減する。
3 省資源・省エネルギーの推進	
(1) 水資源の効率的利用	水の総使用量を 3.6%削減する。
(2) 電気使用量の削減	電気の総使用量を 4.5 %削減する。
(3) 燃料使用量の削減	公用車やボイラー等の燃料の総使用量を 4.3 %削減する。
4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	
(1) 廃棄物の減量化	廃棄物の焼却ごみ量を極力削減するよう努める。
(2) 資源化・リサイクルの推進	資源ごみの分別収集の徹底を図り、ごみの資源化に努める。
5 環境保全に関する職員の意識向上の促進	
(1) 環境に関する情報の提供と研修の実施	環境保全に関する情報提供を積極的に行う。
(2) 環境保全活動への参加	環境保全活動へ参加しやすい体制づくりに努める。

2. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

(1) 温室効果ガスの排出実態

総排出量を算定するにあたり、町の事務及び事業全般を対象として、特に燃料や電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量、自動車の走行等に伴うメタン・一酸化二窒素の排出量を算出し、各温室効果ガスの排出量を二酸化炭素に換算した値の総和をもって、平成19年度における温室効果ガスの総排出量を算定する。

1) 二酸化炭素 (CO₂)

前章で設定した町長部局等対象機関ごとに、燃料使用量(町で使用している燃料:ガソリン・灯油・軽油・A重油・液化石油ガス(LPG))、電気使用量を調査し、町の事務及び事業全般から排出されるCO₂排出量を把握する。

2) その他の温室効果ガス [メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)]

自動車の走行等に伴うCH₄及びN₂O排出量を調査し、町の事業及び事務全般から排出されるCO₂換算排出量を把握する。

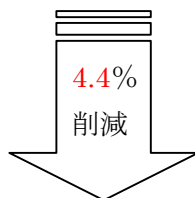
3) 温室効果ガスの排出量

燃料や電気の使用に伴うCO₂排出量、自動車の走行等に伴うCH₄、N₂OのCO₂換算排出量を足し合わせ、町の事務及び事業全般から排出される平成19年度における温室効果ガスの総排出量を算定する。

(2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標

町における温室効果ガスの総排出量は、主に燃料や電気の使用に伴うCO₂排出量、自動車の走行に伴うCH₄及びN₂Oの排出量が大部分を占めることから、前節の取組目標で掲げた「電気使用量」及び「燃料使用量」に関する削減目標(4.4%)を温室効果ガスの総排出量に関する目標として設定する。

平成19年度(基準年)の温室効果ガス総排出量 1,738,339 kgCO₂/年



平成24年度(目標年)の温室効果ガス総排出量 1,661,792 kgCO₂/年

第3章 取組内容

本町の事務及び事業に関する環境負荷の削減等に向けた、具体的な取組内容を以下に示す。

1. 環境にやさしい製品の購入促進

(1) グリーン購入

〈目 標〉

コピー用紙等は原則としてリサイクル紙 100 %紙を購入する

具体的な取組

- ◇コピー用紙及び庁内印刷用紙は、原則としてリサイクル紙 100 %紙を購入する。
- ◇ファイルやノート等の紙事務用品は、古紙配合率が高く、白色度のより低いものを購入する。
- ◇衛生用品（トイレトペーパー、ティッシュペーパー等）はリサイクル紙 100 %のものを購入する。

(2) 省資源・省エネルギー型機器の導入

〈目 標〉

OA機器や家電製品等を極力省エネルギー型のものに切り替える

具体的な取組

- ◇OA機器や蛍光灯等の購入や買い換え時には、省エネルギー型機器を選択する。
- ◇太陽光などの自然エネルギーを活用した設備、機器の導入に努める。

(3) 低燃費・低公害車の導入

〈目 標〉

更新予定の公用車の 100 %を低燃費・低公害車とする

【平成19年度低燃費・低公害車所有台数： 3 台】

具体的な取組

- ◇環境負荷のより少ない低燃費・低公害車を極力導入するよう努める。

(4) その他環境に配慮した製品の購入

〈目 標〉

事務用品等の購入には、環境ラベル製品若しくはそれに準ずる物品等を選択する

具体的な取組

- ◇物品の購入にあたっては、簡易包装された商品を選択するよう努める。
- ◇使い捨て製品の購入を抑制し、出来る限り詰め替え可能な製品やリサイクルが可能な製品を購入する。
- ◇長期利用が可能な製品の購入に努める。
- ◇「エコマーク商品」や「グリーンマーク商品」など、環境負荷の少ない製品とされる商品を購入する。
- ◇塩化ビニールやプラスチック等、焼却段階でダイオキシン等を発生させる恐れのある原材料を使用していない製品をできる限り購入する。

2. 紙類の使用量削減

(1) 紙類の使用量削減

<目 標>

コピー用紙等の総使用量を 3.2 %削減

【平成19年度総使用量 893,600 (枚) →平成24年度目標 864,651 (枚)】

具体的な取組

- ◇ファイリングを徹底する。
- ◇両面コピーや両面印刷、縮小コピーを徹底し、用紙類の使用量を削減する。
- ◇会議用資料や報告書の部数は必要最小限とし、OHPを使用するなど、会議資料の簡素化に努める。
- ◇庁内の資料は回覧等を活用するなど、用紙類の使用量を削減するよう努める。
- ◇パソコン等OA機器からのプリントアウトは必要最小限にする。
- ◇会議等での封筒の配布は極力避けるよう努める。
- ◇その他の事務用紙類（便箋、罫紙等）の使用量を極力削減するよう努める。
- ◇簡易な文書・資料は片面使用済用紙を使用する。

3. 省資源・省エネルギーの推進

(1) 水資源の効率的利用

<目 標>

水の使用量を 3.6 %削減

【平成19年度総使用量 29,795 (t) →平成24年度目標 28,720 (t)】

具体的な取組

- ◇日常的な節水の励行に努める。
- ◇湯飲み等の洗浄は洗い桶などによりまとめ洗いするなど、効率的な水利用に努める。
- ◇施設の定期点検を実施し、必要に応じて漏水対策を行うなど、適切な改善措置を講じる。
- ◇樹木や植木等の散水にあたっては、出来る限り雨水などを利用するなど水道水の節水に努める。
- ◇公用車等の洗車の際、節水に努める。

(2) 電気使用量の削減

<目 標>

電気の総使用量を 4.5 %削減

【平成19年度総使用量 1,762,408 Kwh →平成24年度目標 1,682,094 Kwh】

具体的な取組

- ◇日常的な節電の励行に努める。
- ◇時間外勤務時の不要な箇所の消灯を行う。
- ◇使用していないOA機器や電化製品等の電源はこまめに切るよう努める。
- ◇電話は、簡潔に短時間で済ませる。
- ◇電気使用設備の定期的な点検と適切な改善措置を講じる。
- ◇廊下・トイレ・会議室等のスイッチに節電の表示をする。
- ◇事務所のファンは必要時以外停止する。
- ◇退庁時、所属内のOA機器や電化製品等の電源が切れていることを確認する。

(3) 燃料使用量の削減

<目 標>

公用車やボイラー等の燃料の総使用量を 4.3 %削減

	【平成19年度総使用量】		【平成24年度目標】
ガソリン使用量	12,690 ℓ	→	11,890 ℓ
灯油使用量	92,960 ℓ	→	88,753 ℓ
軽油使用量	10,392 ℓ	→	10,388 ℓ
A重油使用量	281,885 ℓ	→	269,710 ℓ
液化石油ガス (LPG) 使用量	2,328 m ³	→	2,225 m ³

具体的な取組

- ◇待機時のエンジン停止など、不要なアイドリングを行わないよう努める。
- ◇急発進、急加速、空ふかしなどを自粛するよう努める。
- ◇タイヤ空気圧のチェックをこまめに行うなど、適正な車両整備に努める。
- ◇車内に不要な荷物を積み込んだままにしないよう、常に整理に心がける。
- ◇公用車の効率的な利用を図り、燃料使用量の削減に努める。
- ◇ガス器具等は効率的に利用し、ガス使用量の削減に努める。
- ◇ボイラー等の適正運転に努め、更新時には出来る限り熱効率の高い機種を選定する。
- ◇室内の適正な温度管理に努め、こまめに室内の暖房を調節する。

4. 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

(1) 廃棄物の減量化

<目 標>

廃棄物の焼却ごみ量を極力削減するよう努める (3.0 %)

【平成19年度焼却ごみ量 6,690 (Kg) → 平成24年度目標 6,490 (Kg)】

具体的な取組

- ◇事務用品や電化製品は故障箇所を修理して再使用するなど、出来る限り長期使用するよう努める。
- ◇クリップ類、輪ゴムについては、所属内に回収ボックスを設置し積極的に再利用する。
- ◇ミスコピー用紙や不要となった片面使用コピー用紙は、分別して再利用する。
- ◇使用済み封筒は再利用する。
- ◇新聞、雑誌等の講読は必要最小限にする。
- ◇シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最小限にする。

(2) 資源化・リサイクルの推進

<目 標>

資源ごみの分別収集の徹底を図り、ごみの資源化に努める

具体的な取組

- ◇事務用品はリサイクルBOXを設置し、有効利用する。
- ◇資源ごみの分別収集用回収容器を設置し、ごみの資源化に努める。
- ◇コピーやプリンター等の使用済みトナーカートリッジは、分別回収しリサイクルする。
- ◇充電式乾電池の使用に努める。

5. 環境保全に関する職員の意識向上の促進

(1) 環境に関する周知

<目 標>

環境保全に関する情報提供を積極的に行う

具体的な取組

- ◇庁内掲示板（庁内LAN）などに環境保全に関する情報を積極的に掲載し、職員に対する情報提供に努める。
- ◇環境保全に関する理解を深めるため、職員に対する研修等に努める。

(2) 環境保全活動への参加

〈目 標〉

環境保全活動へ参加しやすい体制づくりに努める

具体的な取組

◇環境に関する講演会や地域活動等の情報提供に努めるとともに、職員の積極的な参加を促進する。

6、その他

エネルギー消費の大きい、吉岡温泉「ゆとらぎ館」、学校給食センター等の公共施設については、省エネルギー改修を早期に計画立案し、省エネ実施に努める。

第4章 計画の推進と点検・評価

1. 計画の推進・点検体制

本実行計画の全庁的な推進と適正な進行管理を行うため、事務局を町民課住民グループに置き、地球温暖化対策推進会議及び地球温暖化対策推進委員会を設置する。

地球温暖化対策推進会議は、管理職会議の中で開催する。

(1) 地球温暖化対策推進会議

委員長（副町長）を責任者として、副委員長（教育長）、委員（各課長及び参事）で構成し、本実行計画の策定・見直し、計画全体の進行管理を行う。

(2) 地球温暖化対策推進委員会

各課等から選出された推進委員（各グループ総括主査）で構成し、各課等における取組状況の管理を行うとともに、取組の推進に向けた調整等を行う。

(3) 各課等推進委員

各課等推進委員は、各課グループ総括主査をもってあて、各課（出先機関を含む）内における環境負荷を削減する行動の進捗状況を把握するとともに、各職員に対する指導・助言を行う。

(4) 全職員

全職員は、本実行計画に基づき積極的に環境負荷を削減する行動を実施する。

2. 職員に対する研修

本実行計画を実践していくためには、職員一人ひとりが環境問題に関して正しい認識を持ち、庁内の事務・事業を進める上で自主的に行動していく必要がある。

このため、地球温暖化対策推進委員会が中心となって全職員に対する研修等を実施するなど、職員一人ひとりの意識啓発を行う。

3. 取組の実施状況の点検と評価

(1) 取組の実施状況の点検

本実行計画に基づき、全職員が環境保全に関する具体的な取組を実施する。各課等は、調査票等を活用してその取組状況を確認し、地球温暖化対策推進委員会に報告する。

地球温暖化対策推進委員会では、各課等での取組が適切に行われているかを確認し、地球温暖化対策推進会議に報告するとともに、取組事項の見直しを含めた指示を受ける。

(2) 取組の実施状況の評価

取組の実施状況の評価は、提出された調査票等に基づき、地球温暖化対策推進委員会にて行う。

数値目標を設定した取組事項については、目標値と比較を行い取組の進捗状況を把握する。

また、それ以外の取組項目については、過去の実績や組織・施設間での比較を行うなど、さらなる取組の推進に向けた評価を行い、全職員に対し指導・助言を行う。

(3) 点検評価の公表

点検評価の公表は、地球温暖化対策推進会議を通じて翌年度の7月に事務局が行うこととする。

なお、公表は毎年行い、全職員に対してさらなる取組の実践を促進する。

また、点検結果は、広報紙等により町民や事業者等に対しても随時公表する。